

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0051

平成31年度行政事業レビューシート（法務省）											
事業名	債権管理回収業の審査監督				担当部局庁	大臣官房司法法制部			作成責任者		
事業開始年度	平成11年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし		担当課室	司法法制課			司法法制課長 福原 道雄		
会計区分	一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	債権管理回収業に関する特別措置法				関係する 計画、通知等	－					
主要政策・施策	－				主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）	許可制度を実施することにより、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としている。										
事業概要 （5行程度以内。 別添可）	暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。										
実施方法	直接実施										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の状 況	当初予算	10	10	10	10					
		補正予算	－	－	－	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
	計		10	10	10	10	0				
	執行額		9	8	8						
	執行率（％）		90%	80%	80%						
	当初予算＋補正予算に対す る執行額の割合（％）		90%	80%	80%						
平成31・32年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	庁費		6								
	債権回収会社検査旅費		4								
	職員旅費		0								
	－		－								
	－		－								
	計		10	0							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 － 年度
	債権回収会社に対する立 入検査における重要指摘 事項の改善状況を毎年度 前年度より増加又は維持さ せる		債権回収会社に対する立 入検査における重要指摘 事項の改善状況（改善事項 数÷前回立入検査重要指 摘事項数）		成果実績	％	90.5	100	100	－	－
					目標値	％	95	90.5	100	100	－
					達成度	％	95.3	110.5	100	－	－
根拠として用いた 統計・データ名 （出典）	当該年度に実施した立入検査の対象会社に交付した立入検査結果通知書等										
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標				単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	債権回収会社に対する立入検査事業所数			活動実績	箇所	49	51	51	－	－	
				当初見込み	箇所	47	48	52	44	－	
単位当たり コスト	算出根拠				単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	債権回収会社検査旅費の執行額 ／立入検査事業所数			単位当たり コスト	千円	65.7	63.3	66	－		
				計算式	千円/箇所	3,219/49	3,226/51	3,368/51	－		

[illegible]

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としており、債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者等に対して被害を与えることがないよう、債権回収会社の業務運営状況を的確に把握することが必要である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	債権回収会社は全国に存在し、その活動範囲も全国に及ぶところであり、また立入検査という性質上、地方自治体、民間等に委ねるより、法務省で一元的に監督することが相当と判断した。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	債権回収会社が適正に運営されることにより、国民経済の健全な発展に寄与している。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	立入検査による出張に際しては、入札により選定した業者に法務省全体としてアウトソーシングしている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	立入検査による出張に際しては、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、費用対効果を最大限にするとともに、アウトソーシングにより最も安価な旅程を選択している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	債権回収会社に対する立入検査に係る検査旅費及び債権回収会社の審査監督事務費用に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	原則として、旅行会社によるバック商品の利用や、ICカード等を活用するほか、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、検査旅費の単位当たりのコスト削減に努めている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	成果目標については、単に前年度の改善率を上回っていれば目標を達成したと評価するというよりも、自主的改善率をできるだけ100%に近づけるという主旨で設定しているところ、成果実績も90%以上で推移していることから、成果目標に見合ったものと判断した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	立入検査計画については、効果的・効率的な検査の実施のため、前回検査結果等のほか、検査人員、予算等を考慮した上で策定しているが、債権回収会社に関する情報の提供等があった場合には、検査の必要性を勘案し、検査計画を変更して実施することもあるため、見込みと実績に差が生ずることもあるが、おおむね見込みの範囲内で実施できているため、見込みに見合ったものと判断した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
			-	
点検・改善結果	点検結果	債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することに努めている。そのため、債権回収会社における適正な業務運営を確保させるためには、法務省による立入検査は最も有効な手段であり、必要性、効率性、有効性について問題ないといえる。		
	改善の方向性	今後の立入検査についても、限られた人員及び予算において、最大限に検査の実効をあげるために、より効率的な検査態勢を敷くことができるよう検討し、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、引き続き適切に指導監督していくことにより、成果目標の達成度がより一層向上するよう努めてまいりたい。		

関連する過去のレビューシートの事業番号															
平成22年度		0009		平成23年度		0009		平成24年度		0009		平成25年度		0062	
平成26年度		0052		平成27年度		0050		平成28年度		0049		平成29年度		0049	
平成30年度		法務省		(		0049		)							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
8百万円

債権管理回収業の審査
監督に必要な経費

【旅費の支給】

A 株式会社日本旅行
ほか
3百万円

債権回収会社に対する立入
検査及び調査等のための旅
費

【随意契約(少額)】

B 株式会社第一文真堂
ほか
1百万円

債権管理回収業の審査監督
に必要な物品購入等

【賃金の支給】

C 職員J
4百万円

非常勤職員に対する賃金の
支払い

A.株式会社日本旅行						B.株式会社第一文真堂					
費 目	使 途		金 額 (百万円)			費 目	使 途		金 額 (百万円)		
債権回収会社 検査旅費等	債権回収会社に対する立入検査及び調査等のための旅費		2			消耗品費	債権管理回収業の審査監督に必要な物品購入等		0.3		
計			2			計			0.3		
C.職員J						D.					
費 目	使 途		金 額 (百万円)			費 目	使 途		金 額 (百万円)		
賃金(資金交付)	非常勤職員に対する賃金の支払い		4								
計			4			計			0		

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本旅行	1010401023408	旅費	2	その他	-	-	-
2	職員A	-	旅費	0.2	その他	-	-	-
3	職員B	-	旅費	0.2	その他	-	-	-
4	職員C	-	旅費	0.2	その他	-	-	-
5	職員D	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
6	職員E	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
7	職員F	-	旅費	0.1	その他	-	-	-
8	職員G	-	旅費	0	その他	-	-	-
9	職員H	-	旅費	0	その他	-	-	-
10	職員I	-	旅費	0	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社第一文真堂	5010401017488	物品購入(消耗品)	0.3	随意契約 (少額)	-	-	-
2	有限会社法務弘済会印紙口	2010002014482	切手販売	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
3	一般社団法人日本 内部監査協会	6010005011845	講習受講	0.2	随意契約 (少額)	-	-	-
4	新日本法規出版株式会社	5180001036822	物品購入(図書)	0.1	随意契約 (少額)	-	-	-
5	資金前渡官吏	-	物品購入(ICカード・チャージ)	0.1	その他	-	-	-
6	株式会社グラフィック	4012801003936	物品購入(消耗品)	0	随意契約 (少額)	-	-	-
7	株式会社きんざい	8011101005037	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
8	株式会社日本金融 通信社	2010001033021	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
9	株式会社三省堂書店	7010001016830	定期刊行物購読料	0	随意契約 (少額)	-	-	-
10	末友印版工業株式会社	2011701004195	物品購入(消耗品)	0	随意契約 (少額)	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員J	-	非常勤職員の雇用	4	その他	-	-	-